

## 平成23年度福祉サービス利用券を支給します！

高齢者支援課高齢福祉係 ☎(24) 0295 障がい者支援課障がい福祉係 ☎(24) 0327  
本庁舎1階⑨番 本庁舎1階⑨番

支給対象	支給枚数
<b>◎高齢者</b>	
平成23年7月1日現在、市内に引き続き6か月以上住み、市民税が非課税の満75歳以上の方	100枚
<b>◎障がいのある方</b>	
平成23年7月1日現在、市内に引き続き6か月以上住み、市民税が非課税で下記の①～⑤のいずれかに該当する方（①～④は障害者手帳をお持ちの方）	
①身体障害者手帳1～2級の方または療育手帳A判定の方	200枚
②人工透析を受けている方のうち身体障害者手帳をお持ちの方	
③身体障害者手帳または療育手帳をお持ちで①か②に該当しない方	100枚
④精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	
⑤人工透析を受けている方のうち身体障害者手帳をお持ちでない方	

高齢者と障がいのある方の社会参加と健康増進のため、あらかじめ市の指定を受けた市内のバス、タクシー、ハイヤー、公衆浴場や温泉の事業者で利用できる平成23年度分の福祉サービス利用券を支給します。

対象者には、7月上旬に案内はがきを郵送しますので、支給内容や日時、場所を確認してください。

**【支給の対象と枚数】** 左の表のとおり

※福祉サービス利用券は1枚100円相当です。

**【支給の日時と場所】**

《とき》7月11日～14日のうち、案内はがきで指定した日（9時～16時）

《ところ》案内はがきで指定した場所（総合福祉センターか支所）

**【支給時に必要なもの】** 案内はがき、印鑑、健康保険証などの本人確認ができるもの

**【詳細】**

《高齢者》…高齢者支援課高齢福祉係 ☎(24)0295

《障がいのある方》…障がい者支援課障がい福祉係 ☎(24)0327

※平成22年度に支給した福祉サービス利用券の有効期限は、平成23年7月31日です。まだ利用していない利用券がある方は、有効期限に注意してください。

### 東日本大震災の災害弔慰金と支援金を支給します

くらし

福祉課  
総務係  
☎(24)0292

本庁舎  
1階⑨番

#### 災害弔慰金

東日本大震災により被害を受けた方で、被災当時、千歳に住所であった方のご遺族に、災害弔慰金を支給します。

**【対象】** 東日本大震災で亡くなった市民の方の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母）

#### 【支給額】

○生計維持者が亡くなったとき 50万円

○その他の方が亡くなったとき 250万円

このほか、震災により重度障害を受けた方を対象とする災害障害見舞金の制度もありますので、お問い合わせください。

#### 震災避難者への支援金

東日本大震災により被災し、災害救助法の適用を受けた地域のある県から市内に避難してきている方、また、被災地の病院から市内の病院へ搬送された人工透析を受けている方の生活を支援するため、支援金を支給します。

#### 【生活支援金】

《対象》 東日本大震災の影響により、災害救助法の適用を受けた地域のある県から市内へ避難してきている世帯で、市内にある住宅へ入居しているか、入居することが確実な世帯（知人、親類などの住宅へ入居している世帯を除く）

《支給額》 1世帯（3人まで） 10万円  
※4人目からは1人あたり2万円を増額します。

《透析患者支援金》  
《対象》 被災地の病院から市内の病院へ搬送され、入院中の人工透析患者

《支給額》 1人 5万円  
※支給に関する申請など詳細はお問い合わせください。

平成22年度運用状況を公表します！  
保健福祉オンブズマン

報告  
福祉課  
総務係  
☎(24)0292  
本庁舎  
1階⑨番

保健福祉オンブズマンは、保健福祉サービスの苦情解決を行っている第三者機関です。

オンブズマンが平成22年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）に取り扱った苦情・相談件数は0件でした。

※報告書は、市ホームページの「くらし」→「福祉と介護」のページでもご覧になれます。

今月は市民税・道民税「第1期」の納入月です。

市税納入休日相談日は6月26日(日)8時45分～17時15分です。

納税相談はお早めに。

